

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年4月21日

横浜市契約事務受任者

横浜市環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

飯島市民の森において、台風15号および19号において発生した倒木、根上り、幹折れ、枝折れ等の危険木の処理を行い、来園者や隣接地の安全を早急に図る必要があるため、危険木等の伐採・剪定、倒木やかかり木および根上りの処理、発生材を使用した粗朶柵の設置等を行います。

2 履行(納品)場所

横浜市栄区飯島町1442番地1ほか

3 契約日

令和元年9月10日

4 履行日又は履行期間

令和元年9月10日～2年3月19日まで

5 契約金額

¥26,296,600-

6 契約の相手方(名称及び所在)

有限会社 福岡造園 代表取締役 福岡 秀剛
横浜市港南区上永谷4-17-9

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

倒木・根上り・幹折れ・園路倒壊等の被害が多く発生し、市民利用に危険な状況にあり、早急に安全対策を講じる必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

履行場所である栄区に近く、南部公園緑地事務所管内緑地の危険木の伐採や剪定を多数施工しており、急斜面や過高木等の危険作業を安全に実施する技能と経験を有しており、迅速な対応が可能であったため。

9 所管課 環境創造局南部公園緑地事務所